

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用集積(配分)計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和4年5月18日

農地中間管理機構

公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積(配分)計画の概要

2 縱覽期間・方法

令和4年5月18日(水)から令和4年5月25日(水)まで
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

総括の期間 捨出方法
総括の期間中
郵送または持参とし総括期間満了日までに必着

郵送または
4 章見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 聴取の対象となる利害関係人

元聴取の対象となる村吉関係人、機構の傍受座敷に座敷した者(

機構の信託券に信託した者
本一トページに公表した者

小一ムーンに云表した者